

広島県訓令第二十号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三都市部の部都市事務局の款建築指導室の項室長専決事項の欄第一号（一）中「第八号の三」を「第十一号」に、「同条第八号の四及び第十号ロ」を「同条第十二号及び第十四号」に改め、同号（三）を同号（四）とし、同号（四）の前に次のように加える。

（四） 第四十三条第一項の規定による建築等の許可（開発審査会の議を経るものに限る。

（五）において同じ。）

（五） 第四十三条第三項の規定による建築等に係る協議

別表第三都市部の部都市事務局の款建築指導室の項室長専決事項の欄第一号（二）を同号（三）とし、同号（三）の前に次のように加える。

（二） 第三十四条の二第一項（第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開発行為に係る協議

附 則

この訓令は、平成十九年十一月三十日から施行する。